

**平成31年2月2日以降の個人事業者の事業承継の取扱いについて**  
**(高知県営業時間短縮要請協力金)**

パターン	事業承継日（＝開店日）による分類	対応方法
1	平成31年2月2日から令和4年2月10日までに事業承継され開店した者	<p>【申請者＝事業承継後の事業者とします】</p> <p>事業承継前の事業者の令和3年、令和2年又は平成31年の2月及び3月の売上を、事業承継後の事業者の令和3年、令和2年又は平成31年の2月及び3月の売上とみなします。</p> <p>※事業承継されたことがわかるものを提出してください。（親族関係を証するもの、事業譲渡の契約書、資産の譲渡や賃貸借にかかる契約書等の写しなど）</p> <p>※令和3年2月2日から令和4年2月10日までに事業承継され開店した者については、創業特例を選択できます。</p>
2	令和4年2月11日以後に事業承継され開店した者	<p>【申請者＝事業承継前の事業者とします】</p> <p>通常の手続きにより申請を行います。</p> <p>なお、誓約書に記載の「期間終了後も事業を継続します」については、後継者に事業承継することも含めているものとして取り扱います。</p>